

令和2年那審第12号

裁 決

モーターボートA遊泳者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官山本哲也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和元年9月25日12時25分

沖縄県津堅漁港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 1.6トン

登 録 長 5.71メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 84キロワット

### 3 事実の経過

Aは、推進器翼3枚の船外機を備えたFRP製モーターボートで、レンタルボートとして供され、a受審人が単独で乗り組み、知人5人を乗せ、遊泳の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和元年9月25日09時30分沖縄市泡瀬所在のマリーナを発し、津堅漁港北方沖合に向かった。

ところで、Aの機関操作は、クラッチ兼ガバナー用レバー（以下「操縦レバー」という。）を握ってロックを解除した後、同レバーを前後に傾けると推進器が前進側又は後進側に回転を始め、前後それぞれ約30度傾けた位置で操縦レバーが一旦止まってアイドル回転数となり、それ以上に傾けると回転数が上昇し、操縦レバーを中央の位置に戻すと推進器の回転が停止するようになっていた。

a受審人は、11時30分前示沖合の水深約1.5メートルの地点に投錨して全員で遊泳を始め、12時15分休憩のため、遊泳者3人と船上に上がったものの、遊泳者2人が潮に流されたので、揚錨し機関を適宜使用して近づくこととした。

a受審人は、12時24分津堅島灯台から003度（真方位、以下同じ。）630メートルの地点付近で180度を向き、僅かな後進行きあしするとき、船尾部が流された遊泳者に近づいたので、機関を停止するため操縦レバーを操作し、12時24分少し過ぎ遊泳者を揚収するため操縦席から離れて右舷船尾部に移動した。

a受審人は、右舷船尾部に移動したとき、僅かな後進行きあしを認め、操縦レバーが中央の位置に戻っていなかったことから、推進器が回転していたが、遊泳者を揚収することに気をとられ、操縦レバーの位置を確認するなど、遊泳者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、左舷船尾部に設置されている梯子を使用して遊泳者 1 人を船尾甲板に揚収し、右舷船尾側にいたもう 1 人の遊泳者が同梯子に移動中、12時25分津堅島灯台から003度630メートルの地点において、Aは180度を向き、僅かな後進行きあしのまま、推進器翼が同遊泳者に接触した。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

その結果、遊泳者1人が右大腿及び両腓腹筋裂創を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件遊泳者負傷は、津堅漁港北方沖合において、遊泳者を船尾甲板に揚収する際、遊泳者に対する安全確保の措置が不十分で、回転中の推進器翼が遊泳者に接触したことによって発生したものである。

a 受審人は、津堅漁港北方沖合において、遊泳者を船尾甲板に揚収する場合、僅かな後進行きあしを認めていたのだから、操縦レバーの位置を確認するなど、遊泳者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、遊泳者を引き揚げることに気をとられ、遊泳者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、回転中の推進器翼が遊泳者に接触する事態を招き、遊泳者を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年2月9日

支那那所審判海難地方司門

明 直 北 大 官 判 審